

（前部霧灯）

**第43条** 前部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条第2項の告示で定める基準は、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.及び5.5.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則5.5.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則3.5.1.1.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.5.1.1.、4.5.1.2.、4.5.2.1.、4.5.2.2.、(b)に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJ I S規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

2 前部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

3 前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第33条第4項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。